



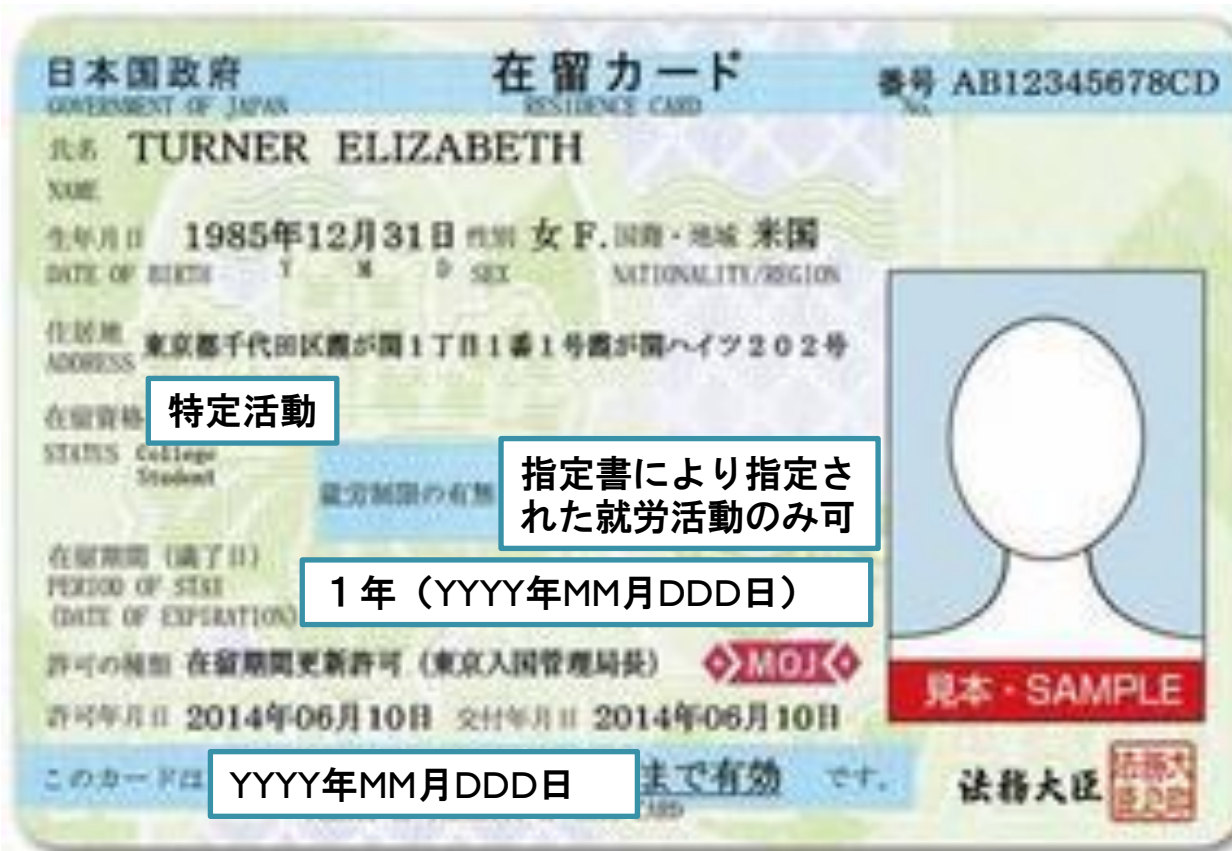
候補者の在留管理

公益社団法人 国際厚生事業団 (JICWELS)



1. 在留管理制度

在留カード



指定書

日本国政府出願書

指 定 書

氏名

国籍

出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄の規定に基づき上記の者が本欄において行うことのできる活動を次のとおり指定します。

日本国出願書

(注) 縦断の大きさは、日本工業規格A列の値とする。

※特定活動以外の活動を行い、その対価として報酬を得る活動に従事することはできない



住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄



再交付申請 ※手数料は無料

① 在留カード再交付申請書

② 写真 1 葉

（規定の規格の写真の裏面に氏名を記入し、申請書に添付して提出）

③ 所持を失ったことを証する資料

遺失届出証明書、盗難届出証明書、り災証明書等（提出できない場合はその理由及び紛失した状況を記載した理由書）

④ 旅券の提示 など

法務省HP「紛失等による在留カードの再交付申請」より抜粋

※国外で紛失した場合は、国外の公的機関に届け出を行ってください。

※指定書を紛失した場合にも再交付を受ける必要があります。具体的な手続きについては、候補者の居住地を管轄する入国管理局等へご相談ください。



3. 出入国のための手続き

(1) 「みなし再入国許可」の手続き

① 在留カードの提示

② 「1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。」をチェック

外国人用 (再入国)		再入国入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ②	再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ①
		【 ARRIVAL 】	【 DEPARTURE 】
氏名 Family Name Given Name	氏名 Family Name Given Name	氏名 Family Name Given Name	氏名 Family Name Given Name
生年月日 Date of Birth	生年月日 Date of Birth	生年月日 Date of Birth	生年月日 Date of Birth
以下の方について、該当するものに記号を記入し、署名して下さい(特別永住者の方は署名のみ)。Please check the applicable item and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)	以下の方について、該当するものに記号を記入し、署名して下さい(特別永住者の方は署名のみ)。Please check the applicable item and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)	以下の方について、該当するものに記号を記入し、署名して下さい(特別永住者の方は署名のみ)。Please check the applicable item and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)	以下の方について、該当するものに記号を記入し、署名して下さい(特別永住者の方は署名のみ)。Please check the applicable item and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)
1. あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか? Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country?	1. あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか? Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country?	1. あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか? Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country?	1. あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか? Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country?
2. あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは有害な物質の規制薬物又は銃弾、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか? Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, weapons, stimulants, or other controlled substance, swords, explosives or other such items?	2. あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは有害な物質の規制薬物又は銃弾、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか? Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, weapons, stimulants, or other controlled substance, swords, explosives or other such items?	2. あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは有害な物質の規制薬物又は銃弾、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか? Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, weapons, stimulants, or other controlled substance, swords, explosives or other such items?	2. あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは有害な物質の規制薬物又は銃弾、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか? Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, weapons, stimulants, or other controlled substance, swords, explosives or other such items?
署名 Signature	署名 Signature	署名 Signature	署名 Signature

次の方は、必ずいずれかに☑して下さい。

●再入国を希望する方は、

☑ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。

I am leaving Japan temporarily and will return.

●有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は、

☑ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。

I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.

(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、記して下さい。)

(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)



4. 在留資格の更新・変更

1) 在留期間の更新

現に有している在留資格の期間を更新する手続きで、更新許可の判断には、以下の事項等が考慮されます。

- ① 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を得ること
- ② 指定書に記載されている活動に従事していること

標準処理期間：1か月程度

2) 在留資格の変更

これまでの活動内容と異なる活動に従事する場合に必要な手続き

標準処理期間※：1か月～2か月程度

※在留期間更新よりも審査の項目が増えるため、処理期間は若干長くなる。

例) EPA候補者が国家試験に合格後、就労を行う場合

※法人の吸収合併等による名称変更、住所変更等についても出入国管理局等にて手続きが必要となる場合があります。



5. 在留期間の更新

- (1) 候補者の在留期間は、1年に1度更新する必要があります。
- (2) 在留期間の満了日の3か月前から申請が可能です。
- (3) 更新時期が近付きましたら、当事業団より更新手続きについてメールにてご案内いたします（在留期間満了日の2～3か月前）。当該案内に沿って、候補者の居住地を管轄する出入国在留管理局等へ更新許可の申請をお願いいたします。

※ 必要書類については、JICWELSのHPからも確認が可能です。

https://jicwels.or.jp/?page_id=226

※ 必要書類のうち、「研修・就労の内容、場所、期間、進捗状況を証する文書」については、毎年1月にご報告いただく、「定期報告」の写しを使用することができます。

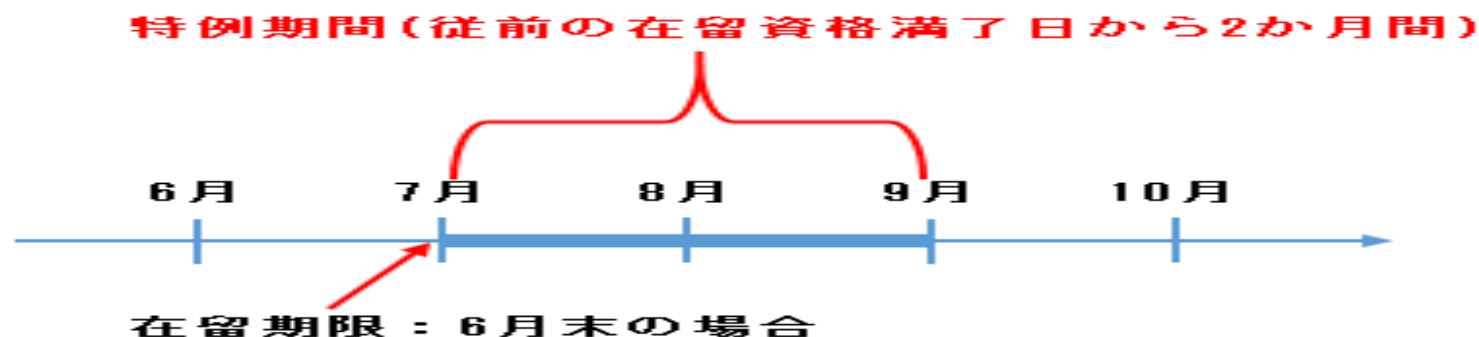


6. 申請後～許可受領までの流れ

在留期間の満了日までに在留期間更新の許可申請が受理されれば、在留期間満了日から2カ月の間、以下の2点が可能となります。

- ① 従前の在留資格で日本に滞在
- ② 日本からの出国及び日本への入国 ※

※ 在留期間更新許可申請中にみなし再入国許可による出国及び入国は可能です。この場合、従前の在留期間の満了の日から2か月を経過する日までに再入国をする必要があります。また、再入国後、従前の在留期間の満了の日から2か月を経過する前に、必ず申請先の出入国在留管理局に行き申請の結果を受け取ってください。（出入国管理庁Q&A57）。



7. その他

(1) 出入国在留管理庁Q&A

http://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/kanri_qa.html

在留中の手続き Q17～28

一時的に出国する場合の手続き Q54～61

(2) 在留期間更新許可申請書の書き方

https://jicwels.or.jp/?page_id=226

「在留期間更新許可申請書 記入上の注意①」

「在留期間更新許可申請書 記入上の注意②」

(3) 外国人在留支援センター

<http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

※各種申請の際には事前に最寄りの出入国在留管理局等へご連絡の上、
訪問することをお勧めします。

